

船舶事故調査報告書

令和4年9月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和3年9月10日 13時34分ごろ
発生場所	愛媛県松山市野忽那島南南東方沖 野忽那島灯台から真方位146°1,190m付近 （概位 北緯33°57.4′ 東経132°42.3′）
事故の概要	漁船一丸は、南南東進中、また、漁船海洋丸は、船首を南東方に向けて一本釣り漁を行いながら漂泊中、両船が衝突した。 一丸は、右舷船首部設置の漁具に曲損を生じ、また、海洋丸は、操舵室左舷側の破損等を生じた。
事故調査の経過	令和4年1月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 一丸、4.9トン EH3-23880（漁船登録番号）、個人所有 12.00m（Lr）×3.47m×0.76m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、平成元年8月1日 B 漁船 海洋丸、1.5トン EH3-25079（漁船登録番号）、個人所有 8.84m（Lr）×2.19m×0.49m、FRP ディーゼル機関、121.35kW、昭和61年7月12日 第281-21610号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 76歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年7月6日 免許証交付日 令和3年5月20日 （令和9年4月19日まで有効） B 船長B 38歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 令和2年7月20日 免許証交付日 令和2年7月20日 （令和7年7月19日まで有効）

死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部に設置の漁具に曲損 B 操舵室左舷側に破損、船尾スパンカーの支柱に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>A 船は、船長 A ほか 1 人（以下「甲板員 A」という。）が乗り組み、漕ぎ釣り漁の目的で、令和 3 年 9 月 1 0 日 0 6 時 0 0 分ごろ松山市高浜漁港を出航し、野忽那島東方沖の漁場で操業を行った後、1 3 時 2 9 分ごろ操業を終え、帰航の途についた。</p> <p>A 船は、レーダーを装備しておらず、船長 A が、GPS プロッターを起動し、操縦席に腰を掛けて操船に当たり、甲板員 A に前部甲板で漁具の片付け作業に当たらせ、約 1 3 ノットの対地速力で、自動操舵により南南東進していた。</p> <p>船長 A は、出航後、周囲を一瞥して他船を認めなかった^{いちべつ}ので、前路に航行の支障となる船舶はいない^{いそごうち}と思い、漁具の整理を行う目的で、後部甲板に移動した。</p> <p>船長 A は、1 3 時 3 4 分ごろ衝撃を感じて操縦席に戻り、A 船を停船させた後、周囲を見て、B 船と衝突したことを知った。</p> <p>B 船は、船長 B が 1 人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、1 2 時 3 0 分ごろ松山市礪河内漁港を出港し、野忽那島南南東方沖の沖ノ瀬付近の漁場で、主機を中立運転とし、船首を南東方に向けて紺色のスパンカーを掲げて漂泊し、船長 B が後部甲板右舷側で、右舷方を向いて甲板上に置いたクーラーボックスに腰を掛け、釣り竿を出して一本釣り漁を行っていた。</p> <p>船長 B は、ときどき周囲を見渡していたところ、左舷後方から接近する A 船を視認したが、航行中の A 船が漂泊中の B 船を避けてくれる^{いそごうち}と思い、釣り竿の先端を注目した。</p> <p>B 船は、船長 B が、衝突の約 5 ～ 1 0 秒前、左舷後方を振り向いたところ、左舷後方 5 0 m 付近に針路を変えずに更に接近してきた A 船を認め^{いそごうち}たが、どうすることもできずに A 船と衝突した。</p> <p>船長 B は、携帯電話で、海上保安庁に本事故の発生を通報した。 (付図 1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>船長 A は、ふだんから漁場を出発する前に漁具の後片付けを終えており、本事故当時も漁具の片付けは終えていたものの、漁具の配置が気になったので、すぐに操縦席に戻るつもりで漁具の配置を整えていた。</p> <p>甲板員 A は、A 船の前部甲板の生け簀の上に張られたテントの下で道具の整理を行っており、その場所からは前方が見通せなかった。</p> <p>船長 A は、後部甲板に移動する前に、前方を一瞥した際、前路に航行の支障となる船舶がいなかった^{いそごうち}と思ったが、前方をしっかりと確認してい</p>

	<p>れば、漂泊中のB船に気が付いていたかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>船長A及び甲板員Aは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Bは、A船を初認した際、ふだんから航行中の他船が操業中のB船を避けてくれていたので、本事故時もA船がB船を避けてくれると思い、一本釣り漁に意識を向けていたと本事故後に思った。</p> <p>B船には、汽笛がなく、携帯式エアホーン等の有効な音響による信号を行うことができる他の手段も備えていなかった。</p> <p>船長Bは、A船を初認した際、すぐに操縦区画に移動し、B船のクラッチを入れて移動していればA船を避けられたかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、野忽那島南南東方沖を南南東進中、船長Aが、前路に航行の支障となる船舶がないと思い、後部甲板に移動し、漁具の整理を行いながら航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと推定される。</p> <p>船長Aは、後部甲板に移動する前に、前方を一瞥した際、前路に他船を認めなかったことから、前路に航行の支障となる船舶がないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、野忽那島南南東方沖で、船首を南東方に向けて一本釣り漁を行いながら漂泊中、船長Bが、A船を左舷後方に初認した際、航行中のA船が操業中のB船を避けてくれると思い、一本釣り漁に意識を向けて漂泊を続けたことから、A船と衝突したものと推定される。</p> <p>船長Bは、ふだんから航行中の他船が操業中のB船を避けてくれていたことから、A船を初認した際、航行中のA船が操業中のB船を避けてくれると思ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、野忽那島南南東方沖において、A船が南南東進中、B船が一本釣り漁を行いながら船首を南東方に向けて漂泊中、船長Aが、前路に航行の支障となる船舶がないと思い、後部甲板に移動し、漁具の整理を行いながら航行を続け、また、船長Bが、航行中のA船が操業中のB船を避けてくれると思い、一本釣り漁に意識を向けて漂泊を続けたため、両船が衝突したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行している船舶の船長は、操縦席から離れることなく、操船に集中し、周囲の見張りを適切に行うこと。

	<ul style="list-style-type: none">・ 漂泊している船舶の船長は、接近する他船を認めたときは、他船が避けてくれると予断せず、余裕のある時機に移動するなどして衝突を避ける措置を採ること。・ 汽笛を備えない小型船舶の船長は、携帯式エアホーン等の有効な音響による信号を行うことができる他の手段を備えておくことが望ましい。
--	--

付図1 事故発生経過概略図

